

鳥取県建設工事等電子入札執行要領の施行について

鳥取県建設工事等電子入札執行要領第 17 条第 1 項において「電子入札のシステムを使ったくじ引き」とされる事項については、以下に定めるところによる。

1 電子入札システムによるくじ引きの手順

(1) くじ引きの対象となる入札参加者に対し、入札書の提出日時の早い順に 0 からの番号を付ける。

例) 対象となる者が 2 者の場合：付ける番号は 0、1

対象となる者が 3 者の場合：付ける番号は 0、1、2

(2) 入札書（失格者及び無効な入札をした者が提出したものを除く。）に記載された 3 桁の「くじ番号」を合計する。

(3) (2)により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で割り、余りを求める。割り切れた場合は 0 とする。

(4) (1)により付けた番号と(3)により算出した余りが一致した者を落札者とする。

2 例

入札参加者	くじ番号	くじ引きの対象となる入札参加者に付す番号		
		パターン 1	パターン 2	パターン 3
A	0 1 2	0		
B	1 2 3	1	0	
C	1 0 2	2	1	0
D	3 2 4	3	2	1
E	3 5 4	4	3	
合計	9 1 5	(A, B, C, D, E の 5 者がくじ引きの対象となった場合)	(B, C, D, E の 4 者がくじ引きの対象となった場合)	(C, D の 2 者がくじ引きの対象となった場合)

<失格者等がない場合>

パターン 1 : $(012+123+102+324+354) \div 5 = 183$ 余り 0 → A が落札
($183 \times 5 = 915$)

パターン 2 : $(012+123+102+324+354) \div 4 = 228$ 余り 3 → E が落札
($228 \times 4 + 3 = 915$)

パターン 3 : $(012+123+102+324+354) \div 2 = 457$ 余り 1 → D に落札
($457 \times 2 + 1 = 915$)